

世田谷区バリアフリー建築条例チェックシート

区において、事前に別途ユニバーサルデザイン推進条例の届出が必要
です。

確認申請には規模、用途に応じて下記のチェックシートを添付して
ください。

1. 建築物（500 m²以上の店舗等）（下記2～4以外）
2. 中規模建築物（中規模建築物：200 m²以上 500 m²未満の店舗等）
3. 共同住宅（2000 m²以上の共同住宅）
4. 中規模共同住宅（1000 m²以上、2000 m²未満の共同住宅）

世田谷区バリアフリー建築条例(バリアフリー新法を含む)

建築物(中規模建築物及び共同住宅を除く) 移動等円滑化基準チェックシート 1

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設(移動等円滑化経路を含む)

Table with columns: 建築物特定施設, チェック, 移動等円滑化基準, 但し書き, 備考, 審査. Rows include: 廊下等, 階段, 傾斜路(屋内), 便所, 敷地内通路(屋外), 駐車場, 標識, 案内設備, 案内設備までの経路, ホテル客室, 浴室等.

令: バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令)
条例: バリアフリー建築条例(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例)

移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設(移動等円滑化経路の場合、左表に掲げる基準の他に、以下に掲げる基準を満たさなければならない)

Table with columns: 建築物特定施設, チェック, 移動等円滑化基準, 但し書き, 備考, 審査. Rows include: 段差の禁止, 廊下等, 傾斜路(屋内), 敷地内通路(屋外), 出入口, エレベーター及び乗降ロビー, 特殊な構造又は使用形態のEVその他の昇降機.

移動等円滑化経路とは?
1. 道等から利用居室までの経路
2. 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用便房までの経路
3. 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用駐車施設までの経路

- 1 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
2 対象となる用途と規模が限定されている。詳しくは、条例第9条第2項(1)、(2)及び別表第3参照
3 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
4 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
5 平成18年国土交通省告示第1495号参照
6 対象となる用途と規模が限定されている。詳しくは、条例13条1項(2)ハ及び別表第4参照
7 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合
8 条例第9条第1項の便所内に車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合
9 点状の突起があり、周囲の床面等との明度、色相又は彩度の差の大きい点状ブロック等を敷設
10 平成18年国土交通省令第113号参照

Table with 3 columns: 有1, 有6, 有11. Rows list specific ordinance numbers and their corresponding items.

(視)不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る (特)不特定多数の者が利用する建築物で床面積 2,000㎡ EV:エレベーター

世田谷区バリアフリー建築条例(バリアフリー新法を含む)

中規模建築物(200㎡以上500㎡未満の店舗等) 移動等円滑化基準チェックシート 2

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 (移動等円滑化経路等を含む)				
建築物特定施設	チェック	移動等円滑化基準	但し書き	備考 審査
廊下等 令11、条例7		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 (視) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設 3 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1 有2	5
階段 令12、条例8		1 手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 踏面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 5 主たる階段は回り階段でないこと 6 蹴上げ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とする 7 (視) 段の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設	有3 有4 有3 有1	5
傾斜路(屋内) 令13		1 勾配 > 1/12 又は高さ > 16cm の傾斜がある部分に手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 (視) 傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設	有1	5
便所 令14、条例9		1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) 腰掛便座、手すり等の適切な設置、車いす使用者が利用できる空間の確保がされている便所を一以上設置 便所の出入口付近に 車いす使用者用便房がある旨の表示 2 小便器を設ける場合、床置き式等を一以上設置、そのうち一以上に手すりの設置 3 床面及び出入口には段差を設けない 4 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 5 車いす使用者用便房以外の便房は次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) 大便器のある便房に手すりの設置 大便器は腰掛便座		1 3 4
敷地内通路(屋外) 令16、条例11		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 段がある部分は次に掲げるもの 手すりの設置 踏面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 3 傾斜路は次に掲げるもの 勾配 > 1/12 又は高さ > 16cm かつ勾配 > 1/20 の傾斜には手すりの設置 傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有2	
標識 令19		1 移動等円滑化の措置がされた便所付近にその施設があることを表示する標識を設置		6
案内設備までの経路(設置した場合) 令21		1 (視) 道等から案内設備までの経路を一以上次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路とする 線状ブロック、点状ブロック等を適切に敷設又は音声装置等の設置 車路及び段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有1 有5 有1	5 5
浴室等 条例10		1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されている浴室等を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)		2

(視) 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る

- 1 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
- 2 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
- 3 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合
- 4 第1項の便所内に車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合
- 5 周囲の床面等との明度、色相又は彩度の差の大きい点状ブロック等を敷設
- 6 平成18年国土交通省令第113号参照

令 : バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令)

条例 : バリアフリー建築条例(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例)

移動等円滑化経路等を構成する建築物特定施設 (移動等円滑化経路等の場合、左表に掲げる基準の他に、以下に掲げる基準を満たさなければならない)				
建築物特定施設	チェック	移動等円滑化基準	但し書き	備考 審査
段差の禁止 令18 一、条例5		1 移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けないこと(階から階に至る階段を除く) 傾斜路、EVその他の昇降機を設ける場合はこの限りではない	有6	
敷地内通路(屋外) 令18 七 条例13 (5)		1 幅 140cm 2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造 3 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし 4 傾斜路は次に掲げるもの 幅 135cm(階段に併設する場合は90cm) 勾配 1/20(高さ16cm < 高さ 75cmの場合は勾配 1/12、高さ 16cmの場合は勾配 1/8) 手すりの設置 両側に側壁又は立上りの設置 5 排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のないもの		
出入口 令18 二 条例13 (1)		1 幅 80cm 2 直接地上に通じる出入口の幅 85cm 3 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし		
特殊な構造又は使用形態のEVその他の昇降機 令18 六		1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること		

移動等円滑化経路とは?	1. 道等から利用居室までの経路 2. 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用便房までの経路 3. 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用駐車施設までの経路
-------------	--

- 有1 平成18年国土交通省告示第1497号
- 有2 条例第7条
- 有3 条例第8条3項
- 有4 令第12条6号
- 有5 令第21条2項1号
- 有6 令第18条2項1号

EV: エレベーター

共同住宅(2,000㎡以上の共同住宅) 移動等円滑化基準チェックシート 3

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 (移動等円滑化経路を含む)					
建築物特定施設	チェック	← か✓でチェックしてください。 移動等円滑化基準	但し書き	備考	審査
廊下等 令11、条例7		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1		
階段 令12、条例8		1 手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 踏面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 5 主たる階段は回り階段でないこと 6 蹴上げ 18cm、踏面 26cm、それぞれ一定とする 7 階段の幅 120cm	有2 有3 有3		
傾斜路 (屋内) 令13		1 勾配 > 1 / 12、又は高さ > 16cmの傾斜がある部分に手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
便所 令14、条例9		1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ) 腰掛便座、手すり等の適切な設置、車いす使用者が利用できる空間の確保がされている便所を一以上設置 オストメイト対応設備が設置されている便所を一以上設置(2000㎡以上) 2 小便器を設ける場合、床置き式等を一以上設置 3 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		1 3 1	
敷地内通路 (屋外) 令16、条例11		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 段がある部分は次に掲げるもの 手すりの設置 踏面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 3 傾斜路は次に掲げるもの 勾配 > 1 / 12、又は高さ > 16cmかつ勾配 > 1 / 20の傾斜には手すりの設置 傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1		
駐車場 令17、条例12		1 次に掲げる車いす使用者用駐車施設を一以上設置 幅 350cm 車いす用駐車施設から利用居室までの経路を短くし、誘導表示を設置			2
標識 令19		1 移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近にそれぞれの施設があることを表示する標識を設置			4
案内設備 令20		1 建築物又はその敷地に移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置 2 " EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を点字等で視覚障害者に示すための設備の設置	有6.7 有7		5

不特定多数の者又は主として高齢者障害者等が利用する次の建築物特定施設を設ける場合 移動等円滑化経路のチェックが必要(チェックシート1を添付する)	便所、駐車場、集会室
---	------------

- 1 多数の者が利用する便所を設ける場合
- 2 多数の者が利用する駐車場を設ける場合
- 3 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合
- 4 平成18年国土交通省令第113号参照
- 5 平成18年国土交通省告示第1491号参照

令 : バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令)
 条例: バリアフリー建築条例(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例)

特定経路を構成する建築物特定施設 (特定経路の場合、左表に掲げる基準の他に、以下に掲げる基準を満たさなければならない)					
建築物特定施設	チェック	← か✓でチェックしてください。 移動等円滑化基準	但し書き	備考	審査
段差の禁止 条例14 (1)		1 特定経路上には、階段又は段を設けないこと 傾斜路、EVその他の昇降機を設ける場合はこの限りではない		有4	
廊下等 条例14 (3)		1 幅 120cm 2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造 3 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし			
傾斜路(屋内) 条例14 (4)		1 幅 120cm(階段に併設する場合は90cm) 2 勾配 1 / 12(高さ 16cmの場合は、1 / 8) 4 高さ > 75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置 5 両側に側壁又は立上りの設置 6 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置			
敷地内通路(屋外) 条例14 (7)		1 幅 120cm 2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造 3 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし 4 傾斜路は次に掲げるもの 幅 120cm(階段に併設する場合は90cm) 勾配 1 / 12(高さ 16cmの場合は、1 / 8) 高さ > 75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置(勾配 > 1 / 20の場合に限る) 両側に側壁又は立上りの設置 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置 5 排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のないもの			
出入口 条例14 (2)		1 幅 80cm 2 戸は自動的に又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし 3 床面は、平坦で滑りにくい仕上げ			
エレベーター及び 乗降ロビー 条例14 (5)		1 各住戸、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用便所のある階、地上階に停止すること 2 かご・昇降路の出入口の幅 80cm 3 かごの奥行き 115cm 4 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm 5 かご及び乗降ロビーに車いす使用者の利用することができる位置に制御装置の設置 6 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置 7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置 8 かご及び昇降路の出入口の戸に、かごの中を見通すことができるガラス窓を設置			有5
特殊な構造又は使用形態のEVその他の昇降機 令18 六		1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること			

特定経路とは?	原則として、道等から各住戸までの経路をいう
---------	-----------------------

- 有1 条例第7条、11条
 - 有2 令第12条6号
 - 有3 条例第8条3項
 - 有4 条例第14条2項(1)
 - 有5 条例第14条2項(5)チ
 - 有6 令第20条1項
 - 有7 令第20条3項
- EV : エレベーター

中規模共同住宅(1,000㎡以上2,000㎡未満の共同住宅) 移動等円滑化基準チェックシート 4

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 (移動等円滑化経路を含む)				
建築物特定施設	チェック	移動等円滑化基準	但し書き	備考 審査
廊下等 令11、条例7		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1	
階段 令12、条例8		1 手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 踏面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 5 主たる階段は回り階段でないこと 6 蹴上げ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とする	有2 有3	
傾斜路(屋内) 令13		1 勾配 > 1 / 12、又は高さ > 16cmの傾斜がある部分に手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる		
敷地内通路(屋外) 令16、条例11		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 段がある部分は次に掲げるもの 手すりの設置 踏面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 3 傾斜路は次に掲げるもの 勾配 > 1 / 12、又は高さ > 16cmかつ勾配 > 1 / 20の傾斜には手すりの設置 傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる 4 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1	
標識 令19		1 移動等円滑化の措置がされた便所付近にその施設があることを表示する標識を設置		2

不特定多数の者又は主として高齢者障害者等が利用する次の建築物特定施設を設ける場合 移動等円滑化経路のチェックが必要(チェックシート1を添付する)	便所、集会室
---	--------

- 1 対象となる階数及び戸数が限定されている。詳しくは、条例14条2項(5)
- 2 平成18年国土交通省令第113号参照

- 有1 条例第7条
- 有2 令第12条6号
- 有3 条例第8条3項
- 有4 条例第14条2項(1)
- 有5 条例第14条2項(5)チ

令：バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令)
 条例：バリアフリー建築条例(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例)

特定経路を構成する建築物特定施設 (特定経路の場合、左表に掲げる基準の他に、以下に掲げる基準を満たさなければならない)				
建築物特定施設	チェック	移動等円滑化基準	但し書き	備考 審査
段差の禁止 条例14 (1)		1 特定経路上には、階段又は段を設けないこと 傾斜路、昇降機を設ける場合、又は中規模共同住宅で、階数が3で戸数が29以下のもの及び 階数が4で戸数が19以下のものにおける階から階に至る階段についてはこの限りではない		有4
廊下等 条例14 (3)		1 幅 120cm 2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造 3 戸は自動的又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし		
傾斜路(屋内) 条例14 (4)		1 幅 120cm(階段に併設する場合は90cm) 2 勾配 1 / 12(高さ 16cmの場合は、1 / 8) 4 高さ > 75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置 5 両側に側壁又は立上りの設置 6 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置		
敷地内通路(屋外) 条例14 (7)		1 幅 120cm 2 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし 3 傾斜路は次に掲げるもの 幅 120cm(階段に併設する場合は90cm) 勾配 1 / 12(高さ 16cmの場合は、1 / 8) 高さ > 75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置(勾配 > 1 / 20の場合に限る) 両側に側壁又は立上りの設置 4 排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のないもの		
出入口 条例14 (2)		1 幅 80cm 2 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし 3 床面は、平坦で滑りにくい仕上げ		
エレベーター及び 乗降ロビー 条例14 (5)		1 各住戸、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用便房のある階、地上階に停止すること 2 かご・昇降路の出入口の幅 80cm 3 車いすを使用することができる奥行きを確保 4 車いすを回転させることができる空間を確保 5 かご及び乗降ロビーに車いす使用者の利用することができる位置に制御装置の設置 6 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置 7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置 8 かご及び昇降路の出入口の戸に、かごの中を見通すことができるガラス窓を設置		有5 1
特殊な構造又は使用形態のEVその他の昇降機 令18 六		1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること		

特定経路とは？	原則として、道等から各住戸までの経路をいう
---------	-----------------------